


所管部課	市民部 市民課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱規則の一部を改正する規則について		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号の施行及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正が行われる。このことに伴い、東大和市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱規則について、「住民基本台帳カード」の文言を「個人番号カード」に改める一部改正をするものである。</p> <p>(1) 主な内容 第10条第1項中、「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。</p> <p>(2) 施行日 平成28年1月1日</p> <p>(3) 効果及び影響 特になし</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。